



原野商法にご注意ください！



～ こんな話に心当たりはありませんか？ ～

- 過去に購入された土地を高値で買い取ります。そんな話を知らない不動産会社から持ちかけられた。
- あなたの土地を1,000万円で売るので、代わりにこちらの土地を300万円を買って欲しい。
- この土地を整地してから販売するので、整地費用の500万円を負担して欲しい。既に購入希望者がいるので直ぐ売れます。
- ずっと処分できなかったこの土地を私どもが売却します。税金対策も問題ありません。

ちょっとまってください！ それは原野商法かもしれません！！

★★★ 注 意 ★★★



- ・過去にも原野商法の被害に遭われた方が**再び狙われています**。
- ・すぐ買い手が見つかるようなセールストークで契約を迫ります。
- ・**高齢者の方に対し、電話や訪問でくり返し勧誘**を行う事例が多発しています。
- ・測量、税金対策、整地費用、土地買い換え（交換）といった言葉を並べ費用を支払わせようと試みます。
- ・**事実**に即していない「保証制度」を持ち出して**安心を謳い**、消費者を契約に誘引します。

★★★ こんなときは ★★★

- ・事業者のセールストークを鵜呑みにせず、価格の根拠・契約内容など十分な説明を求めましょう。
- ・**契約前**に十分な説明を相手に求めましょう。1人では判断せず、家族や周囲の人に相談しましょう。
- ・心配なときや困ったときは、**身近な消費者相談窓口**に相談しましょう。
- ・少しでも不安な場合には、**絶対にこのような勧誘に係わらない**よう十分に注意しましょう。

